

年金受給者の住民税 簡単まとめ 要点チェックリスト



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年2月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

年金受給者の住民税の基本概要 (課税・非課税の基準)

要点チェックリスト

チェック	ポイント
☐	個人住民税（市町村民税・都道府県民税）は、前年の所得に基づき算定される地方税で、毎年6月以降に課税されます。年金受給者の場合、公的年金等による所得（老齢基礎年金や老齢厚生年金など）は「雑所得」として住民税の課税対象になります。
☐	一方で、遺族年金や障害年金といった年金は非課税所得となり、これらに対しては住民税は一切かかりません。つまり、老齢年金は課税対象ですが、遺族年金や障害年金は金額に関係なく非課税です。
☐	住民税には、所得金額に応じて課税される「所得割」と、一定額が均等に課される「均等割（定額の住民税）」があります。所得が一定以下の場合には、所得割が発生しないだけでなく均等割も課税されない非課税扱いとなります。
☐	年金収入のみの高齢者では、所得控除を差し引いた後の所得が非課税基準に収まれば住民税が課されません。その目安として、例えば65歳以上の単身の年金受給者で公的年金収入が約155万円以下であれば、住民税（市民税・県民税）は課税されません。
☐	同様に、65歳以上で扶養配偶者がいる場合は年金収入約211万円以下で非課税となるなど、家族構成や年齢に応じて非課税となる基準額が設定されています。一方、65歳未満の年金受給者では控除額が小さいため、単身では年金収入がおおむね105万円以下なら非課税となります。

※これらの基準は各自治体が定める非課税基準にもとづく目安です

公的年金控除について

公的年金控除 要点チェックリスト

チェック	ポイント
☐	公的年金から得た所得については公的年金等控除が自動的に差し引かれます。
☐	公的年金等控除とは給与所得控除と同様に、年金収入に応じた一定額を所得から控除する制度で、高齢者ほど控除額が大きく設定されています。
☐	たとえば65歳以上の年金受給者で年金収入が年間330万円以下の場合、公的年金等控除額は110万円となります。
☐	一方、65歳未満では同じ条件で控除額は60万円です。年金収入が増えると控除額も段階的に増加し、最高で約195.5万円が控除されます（年金収入1,000万円超の場合）。
☐	公的年金等控除により、65歳以上の方は若年者よりも50万円多い控除を受けられる仕組みとなっており、高齢者の税負担を軽減する効果があります。

年金受給者の 住民税の納付方法

要点チェックリスト

チェック	ポイント
☐	年金受給者の住民税の納付方法には、大きく分けて「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。
☐	特別徴収とは、納税者本人に代わって支払機関（年金の場合は日本年金機構などの年金保険者）が年金支給時に税金を天引きし、自治体へ直接納付する方法です。
☐	公的年金からの住民税特別徴収制度は2009年10月から開始され、65歳以上で年間18万円以上の老齢年金を受給している方は原則として特別徴収の対象となりました。対象者に該当する場合、毎年の住民税は年金から自動的に差し引かれ、本人が納付手続きをする必要はありません。
☐	一方、普通徴収は納税通知書に基づき本人が自ら金融機関等で住民税を納付する方法です。
☐	例えば、公的年金を受給し始めたばかりで65歳未満の方、年金額が18万円未満で特別徴収対象外の方、あるいは年度の途中で住所地が変更になった方（その年の1月2日以降に他の市区町村へ転出した場合）などは普通徴収になります。また、公的年金からの特別徴収が開始された後でも、年度の途中で特別徴収額が年金支給額を上回るなど支給額との兼ね合いで特別徴収が継続できなくなった場合や、介護保険料の変更等で税額に増減が生じた場合には、その年の残り期間は普通徴収に切り替わり、市区町村から納付書が送付されます。

人事労務担当者が 押さえておくべきポイント

要点チェックリスト

チェック	ポイント
☐	従業員が定年退職などで年金受給者となる場合、その年の住民税の徴収方法変更に注意が必要です。給与からの特別徴収を行っていた従業員が年の途中で退職した場合、特別徴収ができなくなる残りの税額は普通徴収へ切替となり、以後は本人に納付してもらう形に変更されます。
☐	この際、会社側では速やかに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を退職時点の市区町村へ提出し、給与からの住民税特別徴収の中止手続きを行う必要があります。
☐	退職した年の残税が普通徴収に切り替わった後、翌年度からは公的年金に対する住民税が新たに特別徴収されるため（65歳以上かつ年金18万円以上の場合）、本人が納付書で支払う手間は解消されることになります。
☐	また、年金受給者に対して日本年金機構から毎年送付される「扶養親族等申告書」を提出することで、配偶者控除や障害者控除などの適用状況が自治体に通知され、住民税の税額計算や特別徴収額に適切に反映されます。申告書の提出漏れがあると、配偶者や障害者に関する控除が住民税に反映されない可能性があるため注意が必要です。

※厚生労働省や日本年金機構、総務省などの公的機関から発信される情報（税制改正のお知らせ等）に常に目を配り、最新の制度変更や軽減措置の動向を把握することも実務担当者求められるポイントです。公的年金受給者に関する住民税制度は法改正により更新される可能性があるため、公式発表や自治体からの通知を随時確認し、社内の関係者や該当者へ適切に周知しましょう。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。

※当資料は、2025年2月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。